水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３の２第４項の規定において準用する同法第25条の３第２項の規定により、大阪広域水道企業団藤井寺水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和４年10月17日

大阪広域水道企業団企業長　永藤　英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
藤井寺 第191号	株式会社タル井 樽井　義憲	羽曳野市古市二丁目３番９号	令和４年９月30日	令和９年９月29日
藤井寺 第204号	株式会社髙井設備 髙井　ひとみ	奈良県大和高田市大字土庫236番地１	令和４年９月30日	令和９年９月29日
藤井寺 第206号	株式会社正美設備 田中　正信	八尾市上之島町北一丁目37番地	令和４年９月30日	令和９年９月29日
藤井寺 第218号	北戸設備 北戸　功介	松原市立部一丁目172番地の４	令和４年９月30日	令和９年９月29日
藤井寺 第242号	株式会社クラシアン 今田　健治	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目 ２番地１	令和４年９月30日	令和９年９月29日